

随意契約の基準

独立行政法人海上災害防止センター業務方法書（抜粋）

（競争入札その他の契約に関する事項）

第 15 条 物品又は役務の調達契約は、すべて競争に付するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき
- (4) 契約に係る予定価格が少額であるとき
- (5) その他業務の運営上特に必要があるとき

独立行政法人海上災害防止センター契約事務取扱細則（抜粋）

（随意契約によることができる場合）

第 34 条

4 業務方法書第 15 条第 4 号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が 160 万円を超えない財産を買入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借入れるとき。
- (4) 予定価格が 50 万円を超えない財産を売払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件を貸付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負い、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものとするとき。

5 業務方法書第 15 条第 5 号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 運送又は保管をさせるとき。
- (2) 外国で契約をするとき。
- (3) 第 35 条に規定するとき。
- (4) 共同で調査又は研究を行うことに伴う契約をするとき。

（随意契約の特例）

第 35 条 契約担当役等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、予定価格の制限内において随意契約によることができる。

2 契約担当役等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内において随意契約によることができる。

3 前 2 項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。